

米原市自治基本条例 とは

自治基本条例とは

この条例は、市民が、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるような魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めた条例で、本市まちづくりの理念を定めた最高規範としています。

また、この条例の目的を達成するために、条例全体に係る重要な事項・まちづくりの全てに通じるものとして、次に示す5つのまちづくりの基本原則を規定しており、市では、これらを踏まえた条例や規則の制定、事業執行を行うことが必要となっています。

5つのまちづくりの基本原則



市民主権

まちづくりの主役は市民。本条例の第3条第2項には、市民はまちづくりの主役であり、参加、参画、および協働により、まちづくりを担うことができるものとする規定しています。



役割分担および協働

まちづくりの関係者は、自立した考え・活動の下にお互いを補い合い・協力し合って対等な立場でまちづくりを推進することとしています。また、同時に持続的なまちづくりを行うために、地域全体で実施できる環境づくりと人材の育成も必要としています。



持続的発展

次の世代に対して責任を持つことが持続的発展であるという意見から、環境・経済・社会的な繋がりという資源を子や孫たちが享受（きょうじゅ）できる地域づくりを必要としています。



多様性の尊重

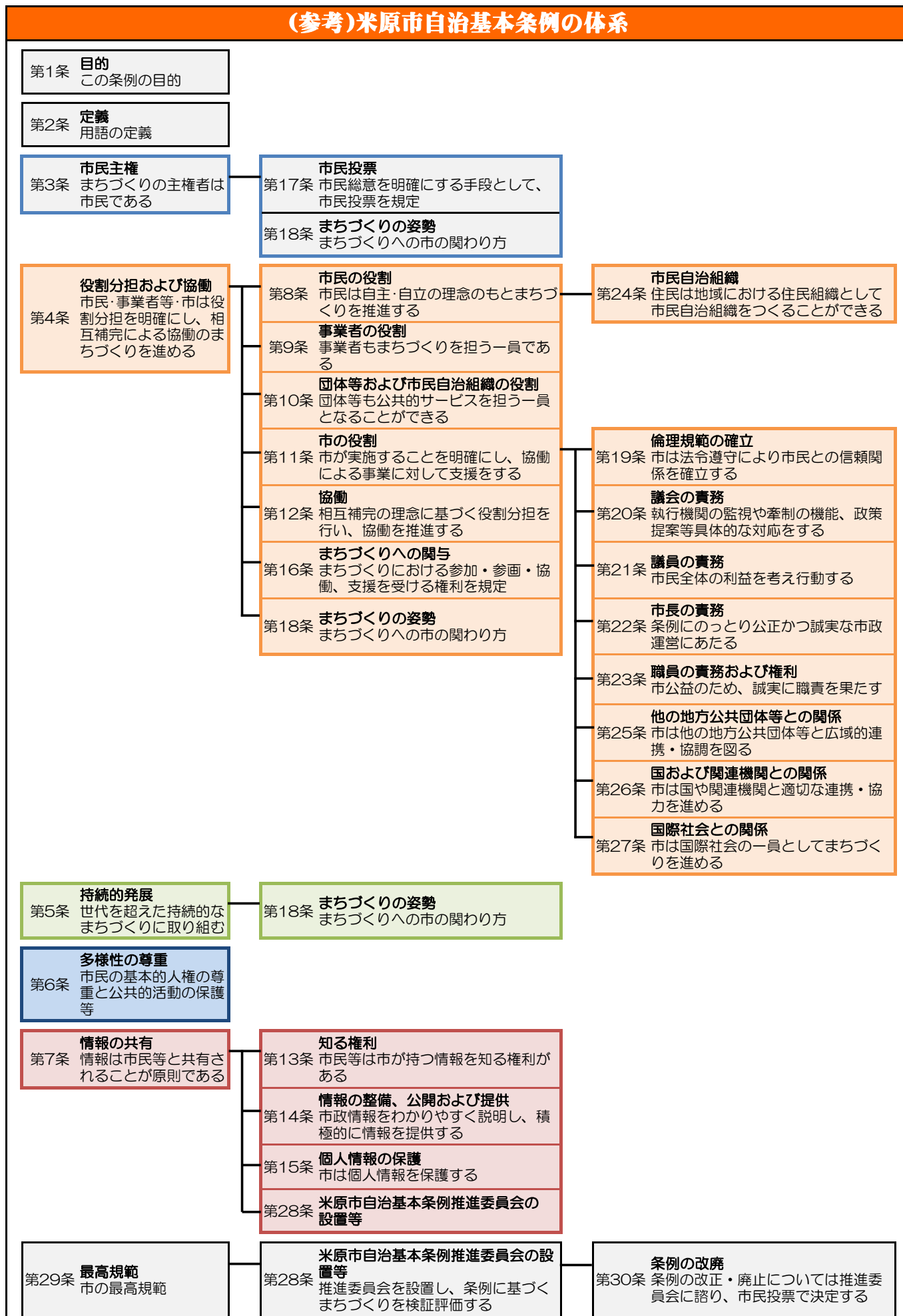
米原市のまちづくりは、自分たちと違うものを排除・敬遠するのではなく、他者を認め合い・共存することにより、多様で自主性を尊重した形で進めることとしています。



情報の共有

協働のまちづくりを進めるためには、情報は欠くことのできない資源です。情報は活用されることが重要であり、この条例では情報の提供や公開だけでなく、情報の共有として位置付けています。

(参考)米原市自治基本条例の体系



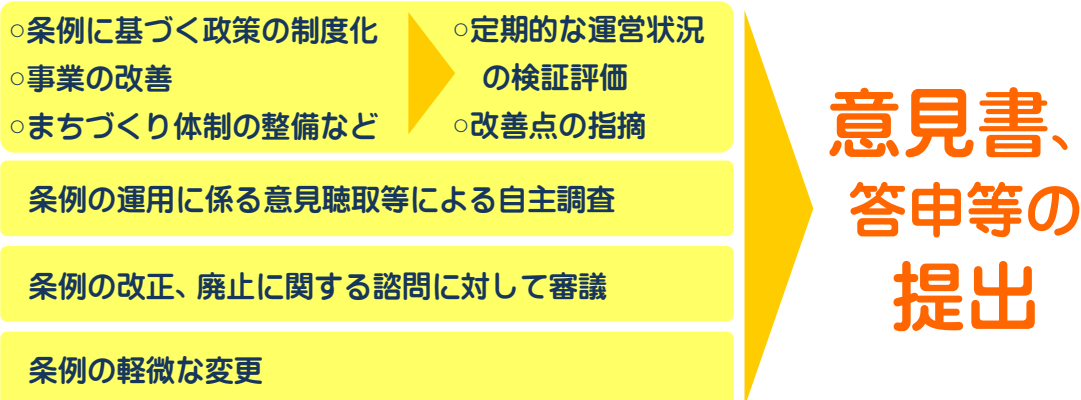
推進委員会の役割 とは

米原市自治基本条例推進委員会の役割とは

この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動等を検証評価する組織として推進委員会を設置しています。

推進委員会では、定期的に運営状況の検証評価等を行う他、自主的に調査することができることとしています。

これまでは、年数回、委員会を開催し、各任期の推進委員会から市長に宛てた意見書・提案書等を頂いています。



これまでの開催実績

- **第1期** 平成19年8月28日～平成21年8月27日（全9回開催）
 - ・委員数 12名（会長：富野 暉一郎 氏）
 - ・意見書 平成20年10月20日提出
- **第2期** 平成21年9月18日～平成23年8月31日（全6回開催）
 - ・委員数 10名（会長：富野 暉一郎 氏）
 - ・意見書 平成22年6月1日（1回目）、平成23年5月1日（2回目）提出
- **第3期** 平成23年9月29日～平成25年9月28日（全5回開催）
 - ・委員数 12名（会長：今川 晃 氏）
 - ・意見書 平成25年6月11日 提出
- **第4期** 平成25年10月1日～平成27年9月30日（全8回開催）
 - ・委員数 11名（会長：今川 晃 氏）
 - ・意見書 平成25年6月11日 提出
- **第5期** 平成27年11月20日～平成29年11月19日（全6回開催）
 - ・委員数 9名（代表：今川 晃 氏、大石 尚子 氏）
 - ・意見書 平成29年10月31日 提出